

# 登園許可意見書

園長 様

令和 年 月 日

パピーナ 保育園

組 氏名

年 月 日生

上記の者は、下記○印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法施行規則の基準による（保育園は同法の準拠による）感染症の予防上支障がなく、下記月日より登園可能と判断します。

## 記

	○印	疾患名	出席停止期間の基準
1		百日咳	特有な咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
2		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過していること
3		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
4		風しん	発疹が消失するまで
5		水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
6		咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
7		結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
8		髄膜炎菌性髄膜炎	同上
9		腸管出血性大腸菌感染症 (0157、026、0111)	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄せつ習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
10		流行性角結膜炎	同上
11		急性出血性結膜炎	同上
12		その他（ ）	

令和 年 月 日 より登園可能

医療機関名・住所

医師氏名

印

※主治医殿 本文書作成料は、1通500円をお願いします。